

小田原市監査委員公表第 1 号

令和 7 年 1 1 月 2 6 日付け小田原市監査委員公表第 6 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市総合文化体育館・小田原アリーナにおいて、個人情報に記載された書類が適正な場所に保管されていなかった。また、市は、指定管理者の個人情報管理体制を把握していたが、適正に運用されているかの確認を行っていなかった。個人情報の管理は、市民に重大な影響を及ぼす事項であるため、適正に取り扱う必要がある。	市から指定管理者に対し、個人情報に記載された書類を適正な場所に保管するよう指示した。 個人情報は基本的には倉庫へ移動させるが、運用上 1 か月分の申請書等は窓口に設置しておく必要があるため、指定管理者において保管用鍵付書庫で保管することとした。
2	指定管理施設の経理事務は複数の職員により行われていたが、物品購入における発注と納品検収を同一の職員が担当していた。横領等の不正を招く原因ともなりかねないことから、これらはそれぞれ別の職員が担当することが望ましく、市は、不正	市から指定管理者に対し、物品購入における発注と納品検収を複数の職員で実施するよう指示した。 物品購入の発注については、指定管理者における各施設担当者が稟議を起こし、館長及び本社の経理が審査し、社長が決裁することとする。

	<p>防止策の確認を十分に行う必要がある。</p>	<p>ただし、小口の場合（半月当たり3万円まで）は、館長が決裁することとする。</p> <p>また、納品検収については各施設担当者に加えて、館長も確認することとする。</p>
--	---------------------------	---